九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

発日勅・奏抄事項と論奏事項

坂上, 康俊
九州大学大学院人文科学研究院歴史学部門日本史学 : 教授 : 奈良平安時代史

https://doi.org/10.15017/1133

出版情報：史淵. 138, pp.1-17, 2001-03-30. 九州大学大学院人文科学研究院
バージョン：
権利関係：

発日勅・奏抄事項と論奏事項

坂上康俊

はじめに

唐六典巻九中書省中書令の項には、「凡王言之制有レ七」として、冊書以下七種の勅命下達文書が挙げられている。その四番目に発日勅があり、「増二減官員一、廃二置州県一、徴二発兵馬一、除二免官爵一、授二六品已下官一、処二流已上罪一、用二庫物五百段・銭二百千・倉糧五百石・奴婢二十人・馬五十疋・牛五十頭・羊五百口已上一、則用レ之」と、発日勅でもって発令される案件が列記されている。これらの案件を、ここでは仮に「発日勅事項」と呼んでおこう。

一方、同書巻八門下省侍中の項には、「凡下之通二于上一、其制有レ六」として、奏抄以下六種の上申文書が挙げられている。その冒頭の奏抄については、「祭祀、支二度国用一、授二六品已下官一、断二流已上罪及除免官当一者、並為二奏抄一」と、奏抄でもって皇帝に上申される案件が列記されている。これらの案件を、ここでは仮に「奏抄事項」と呼んでおこう。

発日勅・奏抄の両事項についての理解が日本古代史の方でも問題になるのは、この両事項が、養老令の公式令3論奏式条に、論奏を用いることと規定されている事項として挙がっている「大祭祀、支二度国用一、増二減官員一、

断二流罪以上及除名一、廃二置国郡一、差二発兵馬一百匹以上一、用二蔵物五百端以上・銭二百貫以上・倉糧五百石以上・奴婢廿人以上・馬五十匹以上・牛五十頭以上一、若勅授外応レ授二五位以上一、及律令外議応レ奏」（これを仮に論奏事項と呼んでおく）と、極めてよく似ているからである。明らかに論奏事項の規定は、唐の発日勅・奏抄事項を下敷きにして作文されていると言ってよいが、

第一、「王言」である発日勅と、上申文書である奏抄を用いる事項を、養老令では、上申文書である論奏の事項に一括していることをどう考えるか、

第二、論奏事項は、発日勅・奏抄事項を下敷きにはしていても、日唐で字句に微妙な違いがあることをどう考えるか、

第三、論奏事項が大宝令と養老令とで大きく違っていた可能性についてどう考えるか、

という問題が立てられ、都合大きく言えば三つの切り口を通じて、日本律令国家における天皇と太政官の関係を考える手がかりを得ようというのが、発日勅・奏抄・論奏の事項にからむ研究史を形作ってきた。

このうち、従来の研究の中心は第一の問題への取り組みにあったが、本稿では基礎的な事実の確認という意味で、従来曖昧なままに取り扱われていた観のある第二の問題に重点を置いて検討を加え、その結果を踏まえつつ、第三・第一の問題にも言及していこうと思う。

第一節　奏抄事項の性格

唐の発日勅事項・奏抄事項と日本養老令の論奏事項とを対比・検討した石母田正氏は、日本の論奏事項に唐の発日勅事項が含まれていることを指摘し、これは唐では皇帝の専権事項であったものが日本では太政官に大きく

委ねられていることを示すと見て、その意義については「それだけ太政官の奏上によるべき事項は広汎となっており、したがって君主権にたいする制約も、形式上、より強化される結果となっている」[1]とした。これが、本稿が取り上げようとしている問題についての、日唐両令の比較研究の出発点となったが、石母田氏自身は、厳密に三つの事項を対照させた表を提示してはいなかった。

石母田氏の問題提起を受けて両令の字句の対応関係を明示したのは早川庄八氏であったが、それは次のようなものである。[2]

表1

養老令規定の論奏事項	復原しうる大宝令の字句	唐、発日勅	唐、奏抄式
(1) 大祭祀	「大祭祀」		祭祀
(2) 支度国用	「支度国用」		支度国用
(3) 増減官員	(古記なし)	増減官員	
(4) 断流罪以上及除名	「断流罪以上及除名」	処流已上罪、除免官爵	断流已下罪及除免官当
(5) 廃置国郡	(古記なし)	廃置州県	
(6) 差発兵馬一百匹以上	(古記なし)	徴発兵馬	
(7) 用蔵物五百端以上…	(古記なし)	用庫物五百段……	
(8) 勅授外応授五位以上	「授五位以上」	授六品以下官	授六品以下官
(9) 律令外議応奏	「律令外応論」		

この対照表は、日本思想大系3『律令』(岩波書店、一九七六年)の公式令補注(早川氏執筆)にも、そのまま掲載されている。ただ、奏抄事項の「断流已下罪」は、明らかに「断流已上罪」の誤りと考えられるので、[3]以下

の本稿での論述に当たっては、「断流已上罪」として考えていく。

さて、この対照表を提示した早川氏は、石母田氏の指摘をさらに発展させ、天皇は論奏を拒否できなかったのではないかとし、また論奏事項に唐の発日勅事項が盛り込まれたのは養老令の時であって、大宝令では、唐の奏抄事項を引き写したものに留まっていたのではないか、という新しい指摘を付け加えた。

天皇が論奏を拒否できなかったのではないかという早川氏の主張に対しては、後述するように多くの批判が寄せられ、論理的にも実態的にも成立の余地は残されていないと言ってよいだろう。大宝・養老の両令間の異同の問題については、後述する。

ところで、各事項の字句の対応関係については、早川説に対する批判を聞かず、そのまま認められているようであるが、綿密に対応関係を考えていくと、日唐令の立法の意図に決して小さくはないズレがあることがわかってくる。従って、単純に君主権の大小の問題として理解するのはいささか乱暴であり、かえって日本令の意図したところを見失ってしまうというのではないかという危惧すら覚える。そこで以下の叙述の便宜のために、発日勅・奏抄事項と論奏事項との字句の対応関係についての私案を予め提示しておくことにしよう。

表2

養老令規定の論奏事項	復原しうる大宝令の字句	唐、発日勅	唐、奏抄式
(1) 大祭祀	「大祭祀」		祭祀
(2) 支度国用	「支度国用」		支度国用
(3) 増減官員	(古記なし)	増減官員	
(4) 断流罪以上及除名	「断流罪以上及除名」		断流已上罪及除免官当
		処流已上罪、除免官爵	
(5) 廃置国郡	(古記なし)	廃置州県	
(6) 差発兵馬一百匹以上	(古記なし)	徴発兵馬	
(7) 用蔵物五百端以上…	(古記なし)	用庫物五百段……	
(8) 勅授外応授五位以上	「授五位以上」	授六品已下官(制授外応授五品已上)	
			授六品已下官
(9) 律令外議応奏	「律令外応論」		

以下、この表にもとづきながら、日唐の各事項の継受関係と、両国の令文の意図とを探ってみよう。まずは字句の上で日本令の論奏事項の字句の一つのモデルとなった、唐の奏抄事項から検討してみる。

唐の奏抄事項の冒頭にある「祭祀」というのは、例えば永徽令の祠令に「季冬晦、堂贈儺(中略)将預前一日、所司奏聞」(『唐令拾遺補』祠令補二二条)と規定されているように、年中恒例の祭祀の挙行について、祭祀を担当する官司が、予め皇帝に奏上し裁可を得る場合に、奏抄を用いることを指すと考えられる。泰山での封禅など

の挙行そのものは、朝集使や公卿・百官の上る表で提案されており、奏抄で提議するものではない（『唐会要』巻七封禅など参照）。従って奏抄事項としての「祭祀」は、いわば年中恒例の祭祀を実行するに当たっての日程など細かな次第について、予め皇帝の了解を得るといった性格のものと推量されるのである。

次の「支度国用」とは、翌年度の予算案を尚書省戸部の一部局である度支が作製し、これを奏上して皇帝の裁可を得るもので、具体例として吐魯番文書の中に儀鳳三年の度支奏抄（儀鳳四年度の予算案）が発見されている。[4] これが毎年一〇月末に奏上される恒例の案件であることは言をまたない。

「授六品已下官」というのは、毎年孟冬から季春にかけて、尚書省の吏部（武官は兵部）が六品以下の人事案を策定し、これに皇帝の裁可を仰ぐものである。この場合は奏抄が裁可されると、奏授告身が出来上がる。この件における吏部の権限は、一人一人の官人の任官先を決めていくもので、極めて独立確固たるものがあり、更に門下省の審査が加えられ、また相対的には中下級官人の人事なので、皇帝は原則的にこの案を認めるのである。[5]

「断流已上罪及除免官当」というのは、諸州や大理寺の作った獄案（判決文）によって、死刑・流刑といった刑、除名・免官・免所居官といった付加刑、官当という換刑を科せられることになる者について、尚書省の刑部が覆審し、尚書都省及び門下省の官人の署名を得て皇帝の最終判断を仰ぐものである。[6]「断」というのは実質的裁定行為を指している。[7]

こうしてみると、これら奏抄事項は、すべて予め担当する官司が定められており、その官司の職務権限にもとづき立案されたものが、年中行事的に奏上されるものと見て良いことになる。奏上の際に一応門下省での審査を経ていることもあり、奏抄に対しては、皇帝は機械的に承諾のサイン「聞」を記すのであった。

これに対して発日勅は、元来は臨時的な性質の事項に限定されており、官僚機構の日常の行政処理では対応できない政治的判断を下さなければならないものとみることができ、それだからこそ皇帝が下命する形式を採るが、

その詳細は、日本令との比較を通じて見ていくことにする。

第二節　論奏事項の性格

唐の奏抄事項が、年中恒例の案件について担当官司が提起するという性格のものであったのに対し、日本の論奏は、主に臨時的なものに用いられるように構想されたらしい。このことを、大宝令の注釈書古記に見えることから、大宝令にも存在したことが確実な事項[8]の検討から確かめてみよう。

まず唐の奏抄にただ「祭祀」とあるのを、「大祭祀」（大宝令でも同字句が復原できる）に改めている。「大祭祀」について令集解諸説は、神祀令10即位条の天神地祇惣祭ないし大嘗祭及び臨時の大祭を指すとしている。天神地祇惣祭や大嘗祭は、天皇即位の際に挙行されるもので、勿論臨時のものである。

ただし大嘗祭の準備過程において論奏が行われている実例は確認できないし、大嘗祭の実施要領を記した式条などにも、大嘗祭の挙行に向けて論奏が必要だったとする片鱗は見えない。従って注釈は「大祭祀」の字句にとらわれた、単なる文理解釈である可能性がある。かつて青木和夫氏は「特に問題なのは㈠の大祭祀である。大祭祀には大嘗祭が含まれる。大嘗祭は天皇が一世に一度、即位の後に行なう祭で、この神との共寝共食の祭儀を済ませないと天皇はまだ正式な天皇と認められないといってよいほどの大切な祭である。とすると太政官会議は皇位継承を認知する権限さえ持つということになろうか」と述べたが、[9]大嘗祭の挙行に太政官の提議が必須であり、新天皇の認知にこの提議権が重要な位置づけを与えられていたとすれば、奈良時代から平安時代にかけての即位儀礼の変遷、特に践祚の儀として確立していった、神璽鏡剣なるレガリアの奉上による群臣の推戴の意思表示との関連で、[10]論理的にも実務的にも、大祭祀を提議する論奏との関連について問題が生じる筈であるが、そのよう

な議論が全く見えないのは、この論奏事項が、実際には機能していなかったことを裏付けるものと考えてよいのではあるまいか。なお平安時代に入っての国忌の改廃は、通常論奏で行なわれていることが知られるが[11]、これは当該規定の流用か、或いは律令外議応奏の規定に則ったものと考えられる。

次の「支度国用」（大宝令でも同字句が復原できる）であるが、日本の民部省・主計寮は、計帳にもとづいて歳入見積もりを作製するものの、予算案を作製し、それにもとづいて歳入の在り方を決めるといった、唐の度支のような機能は持っていなかった。従って論奏式の支度国用も、令集解諸説以下、経費節減などの消極的かつ臨時の提案（例えば三代実録貞観一一年七月二日条）に限定されることになっている[12]。

さらに「断流罪以上及除名」（大宝令でも同字句が復原できる）であるが、これは字面だけとれば唐の奏抄事項と同様のごとくに見えながら、実はそうとは言えない。確かに平安時代の実例によれば、太政官の書記局である外記が、刑部省の作製した刑部省年終断罪文を「論奏」の様式に仕立て、これに参議以上の議政官が位署を据えて奏上していた。例えば三代実録の仁和二年五月一二日条には、刑部省断罪文をもとにした「論奏」に異議のある議政官が、位署をせず別に奏上文を作ったけれども、「論奏」は様式からも明らかなように、議政官の全員一致が前提となっているため、天皇が個人的な奏上を認めず、結局位署が強制され、論奏を奏上させたという記事を載せている。更に遡って、三代実録の貞観二年閏一〇月二五日条や天安二年一二月八日条に見える「太政官論奏」も、同様に刑部省断罪文を論奏に仕立てたものと見られ、また文徳実録仁寿元年一二月二五日条の「太政官奏刑部省断罪文」の「奏」も奏事ではなく論奏と見て差し支え無いだろう。この制度は延喜太政官式に、

凡刑部省所レ申断罪文者、造二二通一。十月四日進二弁官一、即日史読申、外記覆勘造二論奏一。廿日以前奏聞（謂、流罪以上及除免官当）。（下略）

と規定されている。

ところが、式条に明らかなように、年終断罪文を仕立て直して論奏されたのは、養老獄令2郡決条や唐の奏抄事項と共通の「断流罪以上及除免官当」であって、公式令の論奏事項の規定に従った「断流罪以上及除名」ではない。実は、論奏式の「断流罪以上及除名」に付けられた令集解諸説は、獄令40犯罪応入条にもとづく太政官特別裁判所での審査結果の奏上に論奏を用いるのであって、獄令2郡決条にもとづいて刑部省や諸国が「流以上若除免官当」と断じた案件を、太政官が按覆して奏上する場合には、論奏ではなく奏事を用いる、という解釈で一貫しているのである（令釈・跡記・義解）。

ここであらためて注意を喚起したいのは、唐の奏抄事項の「断流已上罪及除免官当」と、養老獄令2郡決条の「断流以上若除免官当」とは、まず同文とみてよいのに対し、論奏事項は「断流罪以上及除名」とされていることである。養老獄令の字句は、唐獄官令で「断流以上若除免官当」となっているのを（『唐令拾遺補』獄官令二）、そのまま採用したものであり、唐の奏抄の「断流已上罪及除免官当」は、名例律の議・請・減などとは無関係な、凡人をも含めた通常の流以上についても同様の措置をとるという意味で、獄官令と対応しているのであった。ところが養老令では、獄令では「断流以上若除免官当」としながら、論奏事項では「断流罪以上及除名」と、免官・免所居官はともかく、官当という官人にとっては日常的な換刑を除外し、それだけ特殊な事案に対応するように、獄令2郡決条とは切り離されたのであった。そしてこの立法意図は、法条の解釈としては令義解まで維持・意識されているのである。こうして見ると、養老令の論奏事項の「断流罪以上及除名」は、唐とは異なって、議・請・減その他、特殊な事案の場合を規定する獄令40犯罪応入条とのみ対応するのが元来の令意ということが了解されよう。つまり刑部省の作成する毎年恒例の年終断罪文と、論奏事項の「断流罪以上及除名」とは、本来直接の関係が無いのである。このことは、本来論奏は諸司の上申を受けて作るべきものではなかったことを示しており、またこれは様式とも対応している。

本来論奏とは直接の関係がなかった刑部省の年終断罪文が、先掲の式条のように論奏に結びつけられたのがいつ頃かは明確ではない。ただ、先掲の式条には「弘延」の鼇頭注記があるので、既に弘仁式の段階で刑部省断罪文が論奏に仕立てられていたことが判明する。従って、義解は単に令釈・跡記以来の解釈を踏襲しただけであって、必ずしも実態を反映したものとは言えないだろう。奈良末・平安初期に起こった可能性の高いこの変化の原因・経過については、まだ成案を得ていない。

最後に「勅授外応授五位以上」（大宝令文として復原可能なのは「授五位以上」に限られるが、おそらくそれ以外の字句も養老令と違いが無いだろう）について考えてみよう。[13] 実はこれは不思議な規定で、実行手続きを全く考慮せずに規定されたものとしか評価できない。そもそも「勅授外」なのであるから、この規定に則って五位以上を授与される際には、勅授位記式を用いるわけにはいかない。かといって六位以下しか授与出来ない奏授位記を授けることも出来ない筈である。実際に論奏で授位された例は史料上には見えない。

この不思議な規定の由来については、唐の勅授を考えると疑問が氷解する。唐の勅授、即ち発日勅を以てする任官の対象は、唐六典巻九にはただ「授六品已下官」とされているが、これは甚だしい取意文というべきもので、厳密には、左のように通典巻一五選挙三に記されている。

六品以下守五品以上、及視五品以上、皆勅授。凡制・勅授及冊拝、皆宰司進擬。自六品以下、旨授。（中略）凡旨授官、悉由於尚書、文官属吏部、武官属兵部、謂之銓選。唯員外郎・御史、及供奉之官、則否。（供奉官、若起居・補闕・拾遺之類、雖是六品以下官、而皆勅授、不属選司。開元四年、始有此制。）

右の注の部分に見られるように、開元四年以降は、員外郎や御史に加えて、起居・補闕・拾遺らが勅授の対象になったが、[14] もともとは通典の本文にあるように、散官六品以下の官人に五品以上の職事官を授ける場合に勅授の手続きが取られたのであった。この場合、勅授で任官される対象を簡単に表記すれば「制授外応授五品已上」

となるだろう。

ところで、唐公式令の制授告身式を日本では勅授位記式と翻訳しているように、唐の「制授」は、一般的に言えば日本では「勅授」と翻訳される。このやり方を適用して、勅授に関する唐の「制授外応授五品已上」という規定を日本令の用語に直せば「勅授外応授五位以上」となる。つまりこの論奏事項は、唐の発日勅事項を単純に日本令用語に翻訳した結果出来上がったものなのである。日本には唐の勅授に対応する任官区分は設けられなかったにもかかわらず、発日勅事項にある勅授の規定を単純に翻訳して論奏事項に入れたことが、位記の問題や、結局のところ何授なのか分からないという問題を生じさせてしまった原因と考えて良い。そういった問題が生じてしまう筈であるにもかかわらず、これに関する議論が集解諸説にも見えず、またこの規定が適用された実例を持たないのは、この規定が単純な翻訳に由来し、現実性を持たなかったからであろう。

もし「勅授外応授五位以上」の立項経緯が右のように説明出来るのであれば、早川庄八氏のように（日本思想大系『律令』公式令補注、六四三頁）、「勅授外応授五位以上」事項の存在から、この面で太政官が天皇大権に介入しえたことを読みとれるという主張が成り立たないのは勿論のこととして、この事項が「断流罪以上及除名」とともに「事項の性質としては、唐では発日勅と奏抄式とにまたがる事項であった」とすることが誤りであることも言をまたないといってよい。唐の「制授外応授五品以上」は、奏抄とは全く無関係の純然たる発日勅事項なのである。このことは、大宝令の論奏（論事奏）事項の中に、唐の奏抄事項とは無関係の発日勅事項が確実に含まれることを意味するが、このことが持つ意味については後ほど述べることにする。

以上、日本令の論奏事項のうち、大宝令でも規定されていたことが確実なもの四項について逐一検討を加えてきた。その結果これらの諸事項は、一見すれば唐の奏抄事項を引き写したかに見えるが、「支度国用」はその内容が異なり、「大祭祀」「断流罪以上及除名」は、唐の奏抄事項の「祭祀」「断流已上若除免官当」を微妙に修正する

ことによって意義を違え、以上三項いずれも唐のように年中恒例の案件ではなく、臨時の案件に限ろうとしていること、また「勅授外応授五位以上」については、これのもとは唐の発日勅事項であることを明らかにした。取り立ててては述べなかったが、机上の空論とも言える「勅授外応授五位以上」規定が、日本で年中恒例のものとして意図されていたとは、とうてい考えられない。以上の概括は、いずれも大宝令の編纂の時点まで遡って考えてよい。

さて、ここで得られた結論のうち、大宝・養老の論奏事項の中には、唐の奏抄事項とは無関係の、純然たる発日勅事項が含まれているという点は、大宝令の注釈書古記に見えていない事項は唐の発日勅事項と共通し、これは養老令で附加されたものと考えられるのではないかという早川庄八氏の提説が成り立たないことを意味する。確かに養老令の論奏事項のうち「増減官員」「廃置国郡」「差発兵馬一百匹以上」「用蔵物五百端云々」については、令集解古記が沈黙しており、大宝令文の存否を確認するすべが無い。そしてこれらはすべて唐の奏抄事項ではなく発日勅事項をもとに作文されたことは明白である。しかし、早川氏も認めるように、古記が無いからといって条文や字句が存在しない、ということには直結しない。[15] むしろ日本では全く意味をなさない「制授外応授五品已上」の規定まで発日勅から引き写して大宝令の論奏（論事奏）事項に入れたぐらいであるから、他の日本でも起こりうる「増減官員」以下の諸項についても、大宝の公式令に論奏（論事奏）事項として立項されていたと考える方が自然である。

こう考えて良ければ、論奏（論事奏）の方式に則って行われたとおぼしい出羽国設置（続日本紀和銅五年九月己丑〈二三日〉条）を、大宝令にあった「律令外応論」の項目の適用[16]と無理に解釈する必要は無く、大宝令にも存在した可能性の出てきた「廃置国郡」の適用例と考える方が無理が無いということになろう。同様に直講四人・律学博士二人などを新設した天平二年三月二七日論奏（職員令集解大学寮条・同陰陽寮条・同典薬寮条及び弘仁

格抄巻三）も、敢えて養老令で新設された「増減官員」の先行適用と考える必要は無くなる。[17] 古記が注釈を付けない事項の中に唐の発日勅事項が多いのは、単にそれらの事項は元来臨時的なもので字義が明快であり、解釈に異説が入り込む余地が少なかったためではなかろうか。

第三節　論奏事項列挙の意味

さてこの論奏事項の列挙の意味であるが、唐の発日勅は皇帝が発案する「王言」の一つであるのに、日本の公式令では、唐の発日勅事項をも臣下が発案する論奏事項に含めているから、それだけ日本の太政官は、天皇に対して強い立場に立っていたという石母田・早川両氏の見解があることについては先述した。果たしてこの見解は妥当なのだろうか。

両氏の見解については、そもそも天皇が論奏を拒否出来ないということが証明できない以上、幾ら太政官が論奏事項を盛りだくさんにしたところで、大した意味がない、という見解がある。[18] この見解が基本的には妥当であることは、日本の論奏事項に「律令外議応奏」（大宝令では「律令外応論」）という項目がわざわざ付け加えられていることからも明白である。[19] この項目は、日本で独自に考案されたためか、規定としては舌足らずの観はあるが、要するに律令の条文（最も直接的には、右に掲げた「論奏事項」）以外でも、何か問題が生じたならば、この論奏という形式を取って天皇に奏上することが出来るという事を意味しよう。となると、右に掲げた論奏事項は、いわばこの程度のことは臣下の方から奏上出来るという例示といったものと理解しなくてはなるまい。

そもそもすべてを臨時の案件として考案された論奏事項の背後には、唐の奏抄事項の場合とは異なり、当然のことながら奏上案文を作製する機構的な裏付けが用意されていないのであって、令文作製の時点で、当該事項を

論奏事項として列挙しなければならないとする、主体的かつ積極的な理由があったとは考えにくい。いわば重要そうな案件を列挙しようとしたときに、唐の奏抄と発日勅の案件をそのまま流用して一応の目安とはしてみたが、それに限定されると考えたわけではないのである。これを逆に言えば、令文作成の段階では、太政官が最重要案件として奏上する内容について、唐の奏抄・発日勅事項ではない重要案件、例えば後世陣定といった公卿の合議に諮られる外交問題（帰化・放還・開戦など）や、群臣の推戴の伝統[20]との関連があり得る立太子や立后などの事項を、独自に組み込もうというような考えを、最初から持っていなかったことをも意味しよう。そういう意味では、論奏事項の背後には何らかの伝統が存在した様子が全く窺えないことは注目されて然るべきである。

一方天皇は、様式の上では自ら「聞」と記すように規定されており、これは天皇が論奏を拒否できなかったことを示しているとする解釈がかつて早川氏によって提唱されたことがある。しかしこれは、日本令のこの様式が、唐で官僚機構に任せてある決まり切った日常実務について、皇帝が最終の確認の意味で機械的に裁可をする年中行事的・事務処理的性質を持つ唐の奏抄の様式をそのまま採用したために生じた字句であり、これが日本の実態に合わなかったことは、論奏に対して奈良時代前半の天皇は口頭で意思を伝えていたらしいこと、及び唐には無い日本独自の奏上文書の様式である奏事・便奏の規定では、天皇が口頭で意思を伝えていることからも明らかである。[21]論奏事項が先述のように基本的に臨時のものであるとすれば、唐の奏抄のように機械的に承知する訳にはいかないであろうし、実際論奏を拒否あるいは修正して裁可した例は史料に頻見する。[22]

結局のところ、日本で奏上案件の中に唐の王言事項を盛り込んだのは、天皇を主体とする法定立行為の実務部分を、より多く太政官に委ねたことを意味するにすぎないと見るのが穏当であり、[23]太政官を構成する貴族官僚たちには、唐の案件から離れたところで、自らの必要に応じて新たに事項を盛り込むほどの主体性を発揮できなかったことも見過ごせないだろう。そもそも「支度国用」の実質や、「勅授外応授五位以上」の立項経緯を考えれば、

どこまで深く検討されたうえで論奏事項が定められたか、疑問をいだかざるを得ない。

なお、貴族官僚が全員一致して君主に対して一つの意見を具申するということは、唐では朝議（百官議・公卿議・宰相議など）[24]において偶々そうなってしまった場合の他に、全会一致を原則とした宰相会議のあり方[25]が参照される。前掲の通典では、制授・勅授と冊拝は皆宰司の進擬、つまり宰相会議で案を決めるとされているが、これを素直に解すれば、唐の宰司（中書門下）は、日本の太政官より遙かに強大な人事提案権を認められていたということになってしまう。しかし、皇帝がこれに掣肘されるかどうかは、その時々の情勢によるとしか言えまい。とすれば、君主の輔弼機関としての日本の太政官と唐の中書門下とでは、どちらがより君主を掣肘しえたかという議論を、制度の観点から論じても、意味のあるものとはならないであろう。

天皇に対する最も重要な事項についての奏上の様式の雛形として唐の奏抄式を採用した結果、一見全員一致した貴族官僚対天皇という政治状況が存在していたかのように見えるが、上意下達文書の筆頭に挙げられた詔書が、第二番目の勅旨に比して極端に唐の令文に近いことを考えた時、下意上申文書の筆頭として立条された論奏式の様式が、唐の奏抄式に極めて近く、また論奏事項が、結局は唐の奏抄事項と発日勅事項とを微妙に変化させた臨時の案件に限られたのは、元来太政官を構成する貴族官僚が、自らを発案の主体として全会一致で天皇に一案を提起すること自体が、伝統として根付いていなかったからではなかろうか。

おわりに

本稿では、唐の発日勅・奏抄事項と日本の論奏事項との内容を比較しながら、それぞれの事項が列挙された背景を探ってみた。その結果、日本の論奏事項は、本来臨時的な案件のみに限定されていたが、それと表裏の関係

で制度的な裏付けがなく、また論奏事項として挙げられたものには独自性が窺えず、かえって唐制直訳に由来する破綻すら見えることがわかった。合議体としての太政官（議政官）のあり方を、論奏の様式や事項から探っていくことには、かなり慎重ならざるを得ないということになるだろう。ただ「律令外議応奏」事項のように、唐の発日勅・奏抄事項を列挙しただけでは機能しようがないという観点から、日本で新たに付け加えられたものがあることも事実であり、ここに重点をおけば、立法者の意図として、論奏の様式を活かす方向で考えようとしていたことも認めざるをえない。論奏式の立条意図については、本稿で試みたような唐制との比較を踏まえた上で、更に検討していく必要があるだろう。

注

（1）石母田正『日本の古代国家』（岩波書店、一九七一年）二三二頁。

（2）早川庄八「律令制と天皇」（『日本古代官僚制の研究』所収、岩波書店、一九八六年）五頁。以下早川説の論旨は基本的に本論文による。

（3）内藤乾吉「唐の三省」（『中国法制史考証』所収、有斐閣、一九六三年）一九頁、陳仲夫点校『唐六典』（中華書局、一九九二年）二五七頁。

（4）大津透「唐律令国家の予算について」（『史学雑誌』九五編一二号、一九八六年）。

（5）坂上康俊「日・唐律令官制の特質」（土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上、吉川弘文館、一九八四年）。

（6）公式令任授官位条穴記。長谷山彰「律令裁判制度における太政官覆審」（利光三津夫・長谷山彰『新　裁判の歴史』所収、成文堂、一九九七年）参照。

（7）滋賀秀三「訳注　名例」（『訳注日本律令』第五巻、東京堂出版、一九七九年）九五頁。

（8）大宝令の復原は、仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』（東京大学出版会、一九九七年）による。

（9）「律令国家の権力構造」（『日本律令国家論攷』所収、岩波書店、一九九二年）二七二頁。

(10) 柳沼千枝「践祚の成立とその意義」(『日本史研究』三六三号、一九九二年)。
(11) 芦田妙美「平安時代における論奏」(『古代文化』四三巻一一号、一九九一年) 参照。
(12) 大津透前掲論文。
(13) 「勅授外応授五位以上」の項の検討と、その結果の持つ意義については、拙稿「書評　虎尾達哉著『日本古代の参議制』」(『史林』八三巻一号、二〇〇〇年) において、簡単に骨子を記しておいた。
(14) 勅授の方式で任命される官の範囲の拡大については、内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」(前掲書所収) 参照。
(15) 顕著な例としては、古記の不存在をもって大宝令での条文の不存在が推測されてきた田令16桑漆条が、類聚三代格に収める官符に引用された天平二年の格によって、大宝令にも存在したことが証明された例を挙げることができる(吉村武彦「律令制的班田制の歴史的前提について」井上光貞博士還暦記念会編『古代史論叢』中巻所収、吉川弘文館、一九七八年、三一三頁)。また早川氏自身も、古記が見られないことを重要な論拠の一つとして野村忠夫氏が提唱した、考課令73明法条が大宝令の考仕令に存在しなかったとする説に対し、それが成り立たないことを精緻な考証にもとづいて主張している(「奈良時代前期の大学と律令学」前掲書所収、四〇五―四〇九頁)。
(16) 森田悌「太政官制と摂政・関白」(『平安時代政治史研究』所収、吉川弘文館、一九七八年) 三七頁。
(17) 虎尾達哉「初期参議の職掌について」(『日本古代の参議制』所収、吉川弘文館、一九九八年) 一一八―二〇頁。
(18) 吉川真司「律令太政官制と合議制」(『律令官僚制の研究』所収、塙書房、一九九八年)。
(19) 森田悌前掲論文。
(20) 吉村武彦「古代の王位継承と群臣」(『日本歴史』四九六号、一九八九年)。
(21) 吉川真司前掲論文六〇頁。
(22) 飯田瑞穂「太政官奏について」(『日本歴史』三八一号、一九八〇年)。
(23) 虎尾達哉前掲論文一二三頁。
(24) 渡辺信一郎『天空の玉座』(柏書房、一九九六年) 参照。
(25) 謝玄魯「宰相決策会議」(『唐代中央政権決策研究』所収、文津出版社、一九九二年)。